

第1章 多文化共生推進プランの考え方

1 プラン策定の背景

我が国では、少子化及び高齢化が進行するとともに、総人口が減少し、今世紀半ばに3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えると予想されます。本市では、今後も若い世代や子育て世代の流入により人口は増加することが予想されますが、人口構成については、全国動向と同じく高齢化が進行していくものと考えられます。

産業都市の側面も持つ本市においては、少子化に伴い労働力不足が進行し、労働者としての外国人市民*が増加することが予想されます。外国人市民は定住化する傾向が進んでおり、これらの人びとに対する教育や福祉といった行政サービスの保障が求められています。

一方、言葉の壁や生活習慣の違いから、地域での様々ないざごも顕在化してきています。日本人も外国人*も地域でともに暮らす市民として、お互いを理解し合うことが必要になってきています。

このような中、平成18年3月には、国が「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各市町村においても計画的、総合的に多文化共生*の推進を実施するよう要請されています。

* 外国人市民

本プランでは外国にルーツを持つ市民という意味で用います。本市在住の外国籍市民のみならず、日本国籍を取得した人、国際結婚によって生まれた子ども、外国で生まれ日本語が話せない日本人など外国にルーツを持つ市民も、外国籍市民の人と同様の課題を抱えている場合もあることから、本プランでは、これらの人々も視野に入れ「外国人市民」という表現を用います。

* 外国人

本プランでは、日本国籍を持たない人という意味で使います。

* 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。ここでいう「文化」とは、芸術のみを指すのではなく、その高低や優劣を評価せず、人間の集団が持っているおのおのの生活様式を広く総称したものとして使っています。

2 プランの目的

大府市多文化共生推進プランでは、多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。」と定義づけます。

大府市民は、国籍や文化的背景に関わらず基本的に等しく行政サービスを受ける権利と義務とを有しています。

日本国憲法はもとより、「世界人権宣言*」「国際人権規約*」、「難民の地位に関する条約*」、「人種差別撤廃条約*」等の国際条約における外国人の人権尊重の趣旨を鑑み、本市の特性を踏まえ、望ましい多文化共生社会のありかたを実現するための分野別の課題や取組を示します。

* 世界人権宣言
昭和 23 年 12 月 10 日第 3 回国連総会で採択された一般的人権宣言です。

* 国際人権規約
「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（昭和 54 年 8 月 4 日号外条約第 6 号）」 「市民及び政治的権利に関する国際規約（昭和 54 年 8 月 4 日号外条約第 7 号）」

* 難民の地位に関する条約
難民の地位に関する条約（昭和 56 年 10 月 15 日号外条約第 21 号）」

* 人種差別撤廃条約
「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（平成 7 年 12 月 20 日号外条約第 21 号）」

3 プランの役割

大府市多文化共生推進プランは、これからの本市の多文化共生の基本的な方向を示す指針となるものであり、第5次大府市総合計画*を上位計画とする個別計画と位置づけ、基本的な考え方を提示し関連する取組を体系化する基本計画として策定します。また、他の計画とも連携しながら、多文化共生社会の実現を目指します。

総合計画では、多文化共生の推進について、「外国語情報提供、国際理解支援、多文化共生などを通して、国籍に関係なくお互いの文化、生活習慣を尊重し、言葉の壁や習慣の違いから生じる問題の解決に取り組むこと」、としています。

また、本プランは単なる一部分の計画にとどまることなく、行政のあらゆる事業について多文化共生の視点から整合を図るほか、これまで本市の国際交流の中心を担ってきた大府市国際交流協会についても、そのあり方や行政との連携について検討するものとします。

<p>* 第5次大府市総合計画</p>

<p>平成22年度から平成32年度までを計画期間とした本市のまちづくりの基本となる計画です。多文化共生については、「第2部まちを支え将来を担う人づくり」「第4章 国籍・性別を越えてお互いを尊重し合える社会づくり」に記載があります。</p>

4 プランの期間

平成23年度から平成27年度までの5年間のプランとします。